

### 様式3 構造受付チェックリスト

建築基準関係規定などに基づき下記事項を確認しました。

設計者又は代理人氏名

?

下記の内容について構造設計者の確認の上で確認申請の提出図書を作成し、各チェックボックスにレを記入して下さい。

下記事項が確認されていることを前提に審査を行います。

項目	備考
図書相互の整合性がとれている。 (法第43条許可等の図書と確認申請図書、意匠図と設備図、平面図と床伏図、平面図と立面図など図書相互の整合性)	
規則第1条の3に規定されている「図書の種類」がそろっている。	
規則第1条の3に規定されている「明示すべき事項」が記載されている。	
チェックリストの記載	下記事項

#### 規則第1条の3(表2)に掲げる図書等の確認(構造(木造・RC造・S造・SRC用))

図書の種類		備考
法第20条(構造規定)構造図等		(表2)の図書(構造詳細図、基礎・地盤説明書等)の添付。
令第3章	図書の種類	(第2節;構造部材等、第3節;木造、第5節;鉄骨造、第6節;鉄筋コンクリート造、第6節の2;鉄骨鉄筋コンクリート造)
2	配置図	規則第1条の3は条文ごとに図書の種類と明示すべき事項が記載されているので、同じ図書(例えば、配置図)であっても明示すべき事項が異なればその項目について確認のうえ提出ください。
3	各階平面図	
5	2面以上の立面図	
6	2面以上の断面図	
6-2	基礎伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	
	使用構造材料一覧表	
	基礎・地盤説明書	
	施工方法等計画書	
	令第 条第 項の規定に適合審査に適合することの確認に必要な図書	

#### 規則第1条の3(表3)に掲げる図書等の確認

国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書							
構造計算チェックリスト		(プログラムを用いた場合に限り)					
1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3	構造計算書	注) 全て打ち出すこと
構造計算書						使用構造材料一覧表	
						特別な調査又は研究の結果等説明書	
						基礎・地盤説明書	国土交通大臣が予め適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。

						略伏図	略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。
						略軸組図	
						部材断面表	
						荷重・外力計算書	
						応力計算書	国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。
						断面計算書	国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。
						基礎ぐい等計算書	
						使用上の支障に関する計算書	
						屋根ふき材等計算書	
						層間変形角計算書	
						層間変形角計算結果一覧表	
						剛性率・偏心率等計算書	
						剛性率・偏心率等計算結果一覧表	
						保有水平耐力計算書	
						保有水平耐力計算結果一覧表	

### 規則第1条の3(表4)に掲げる図書等の確認

法第20条第1号に係る認定書の写し	例)鉄筋の機械式定着工法を採用する場合
法第20条第2号イ及び第3号イに係る認定書の写し	認定プログラムの認定書、指定書、プログラムの利用者証明の添付
磁気ディスク	
設計者の記名、押印の確認	

#### 磁気ディスク有の場合

大臣認定を受けていないプログラム		旧大臣認定プログラム	認定適用範囲内	計算書は打ち出しの指定はせず、全て打ち出ししてください。
			認定適用範囲外	
大臣認定プログラム(国土交通省の認定を受けたプログラムを使用した場合に限る。)		非認定プログラム		
		構造計算に係るデータを記載した電子媒体		
		認定適用範囲内で使用		
		認定適用範囲外で使用		
ヘッダーの打ち出し有		旧大臣認定プログラムとは、平成19年6月20日以前に大臣認定プログラムとして有効であったプログラムである。		
ヘッダーの打ち出し無		備考におけるヘッダーの打ち出しの有無については、旧大臣認定プログラム及び大臣認定プログラムのチェック欄である。		

### 構造計算の安全証明書の写しの添付の確認

構造計算の安全証明書の写しの添付の確認	申請者(建築主)自らが設計を行った場合は当該証明書の写しの添付不要(技術的助言)
---------------------	--

証明書の交付義務は構造計算を行った建築士のみ(下請け建築士事務所が構造計算を行った場合は下請け建築士事務所のみ)に交付義務有。第四号の二書式(第17条の14の2関係)証明書と構造計算書の割印を確認。共同で行った場合は連名で証明。

**構造計算適合性判定の要否及びその理由**

構造計算適合性判定（ 要 ・ 否 ） 理由）
---------------------------

申請に係る構造上の棟数が複数ある場合は下記表に構造計算適合性判定の要否の概要をまとめてください。

**構造計算適合性判定の要否の表**

建築物の部分の数(構造上の棟数)		構造上の棟数( )棟		備考
棟番号	当該建築物の部分の床面積	適用した構造計算の種類	適合性判定の要否	*建築基準法施行令第81条第2項によるエキスパンジョイント等により各々別の建物とみなす建築物及び別棟の建物1棟ごとに計算します。既存建物に一体となる増築は既存+増築の面積です。